

あきんど あきんど
 拓く商人! 引継ぐ商人!
 とふれあい
 Yaita
 Society of Commerce & Industry

発行 矢板市商工会
 矢板市扇町 1-2-7
 TEL 43-0272
 FAX 43-1767
 編集 広報委員会



第六十一回

通常総代会開催

第六十一回通常総代会が令和三年五月二十五日、商工会館を会場に開催されました。

コロナ禍により、昨年は書面議決による開催でしたが、今年
 ・換気の徹底・3密防止等の各種感染防止策を講じた上で、来賓のない総代のみでの開催となりました。

総代会は矢板市内の小川素市氏を議長に選出し、運営規約の一部改正(案)、令和三年度事業計画(案)や任期満了に伴う役員
 の選任など七議案が審議され、原案どおり可決承認されました。
 また、総代会開催に先立ち、(有)小野崎糍店さんが、スローライフ推進事業所に認定された事が紹介されました。



■当会のホームページアドレス (URL)

<http://yaita.shokokai-tochigi.or.jp>

■当会のEメールアドレス

yaita_net@shokokai-tochigi.or.jp

◇第六十一回通常総代会において選任された役員は次のとおり。

監事	監事	(女性部長)理事	(青年部長)理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	工業部長	商業部長	総務部長	副会長	副会長	会長
桜井恵二	吉澤博好	滝田雅子	井上法春	小川和洋	鈴木章仁	福田泰久	佐藤卓士	白石盛道	小野崎晴雄	木村由貴子	笹沼真知子	高柳欽哉	藤田充隆	大貫幸隆	佐野友和	千野根弘	格和弘	山口貴司	綱川雅之	阿部成男	石井国夫	代田有史	東泉清寿



佐藤卓士 理事
(株)ヴェスタ



大貫充隆 理事
(株)大貫薬局



格和弘 理事
(株)格和測量



福田泰久 理事
(株)福田精密



小川和洋 理事
日本調理機(株)



鈴木章仁 理事
(有)テクノ鈴木

新役員
の顔ぶれ

こんにちは
新会員さんの紹介

令和三年六月十七日までに新たに会員になられた皆様のご紹介をいたします。

◆ 事業所名 代表者名 (敬称略) ◆

七宝〜Shippou

吉岡なつ実

(株)笹建設

笹沼 英夫

やいたつぷるTV

大塚 理仁

コア サービス

深井 悟

松昭工業

松本 元治

Vanity hair

吉田 孝洋

Cafe 花りんご

田嶋 羊子

Dining HARE

岡本 大介

(有)八木澤牧場

八木澤秀行

和嶋サービス

和嶋 大樹

あつこのキッチン

青のおと

(株)あいる

白井 明子

オフィス・プンティ

渡辺 尚子

スナック エンジェル

内藤 弘子

JUNK ARROW

野滝 栄子

大木 憲祐

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

◇事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
◇店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

四月一日より、
税込価格の表示(総額表示)が必要になりました。

C'est la vie
藤田 孝介

Eyelash Salon
内田 千陽

THREE
井上 法春

井上建築

コロナウイルス感染症に係る、一時金・補助金・助成金のお知らせ

《国》

◆月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が五十%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援

○給付額

中小法人等

上限 二十万円/月

個人事業者等

上限 十万円/月

※詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

◆雇用関係

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、7月末までとしている現在の助成内容を8月末まで継続する予定。

※詳しい情報はハローワークへ

《栃木県》

◆地域企業応援一時金

新型コロナウイルス感染症の影響拡大の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対し支給

○支給限度額

※一事業者1回限り

中小法人等

二十万円

個人事業者等

十万円

○支給要件

- ・栃木県内に主たる事業所を有していること
- ・資本金の額又は出資金の総額が十億円未満であること
- ・令和三年四月又は五月の売上が、前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少していること等

※詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

○申請期間

令和三年六月十八日(金)～
九月三十日(木)

※詳しい情報はハローワークへ

◆地域企業感染症対策支援補助金

県内中小企業者等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助

○補助額

補助上限額 三百万円

(下限十万円)

補助率 2/3以内

○対象経費

- ・新しい生活様式への対応に必要な機器整備
- ・非対面型ビジネスモデルへの転換

○公募期間

令和三年六月十八日(金)～
八月三十一日(火)

(事業実施終了期限)

令和三年十二月一七日(金)

※申請額が予算上限に達し次第終了

※オンライン申請が必要です。

※申請には、「GビズIDプラットフォームアカウント」が必要です。

※詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

※詳しい情報はハローワークへ

◆地域企業感染症対策施設等支援補助金

県内中小企業者等に対して、感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助

○補助額

補助上限額 五百万円

(下限三十万円)

補助率 2/3以内

○対象経費

- ・施設改装工事
- ・空気調和設備・換気設備の設置

○公募期間

令和三年六月二十五日(金)～
八月三十一日(火)

(事業実施終了期限)

令和三年十二月一七日(金)

※申請額が予算上限に達し次第終了

※オンライン申請が必要です。

※申請には、「GビズIDプラットフォームアカウント」が必要です。

※詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

※詳しい情報はハローワークへ

金融相談会(一日公庫)のご案内

日本政策金融公庫宇都宮支店のご協力により、「一日公庫」を開設いたします。

融資担当者がご相談を承り、迅速に手続きいたしますので、大変便利です。

○日時

令和三年七月十六日(金)

午前十時～午後三時

○場所

矢板市商工会

○申込み

令和三年七月九日(金)までに商工会へご連絡下さい。

※条件変更のご相談もお受けいたします。

※詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

※詳しい情報はハローワークへ



栃木県よろず支援拠点 無料定期相談会のお知らせ

栃木県よろず支援拠点では、県内一五カ所のサテライト拠点で相談会を開催しています。矢板市商工会もその一つとなっており、毎月第3木曜日に開催されています。

- 7月以降の日程は次のとおり
- 七月十五日(木)
- 八月十九日(木)
- 九月十六日(木)
- 十月二十一日(木)
- 十一月十八日(木)
- 十二月十六日(木)

小規模事業者持続化補助金 〈一般型〉

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み費用の2/3を補助します。

補助上限 50万円

○公募期間

第6回締切

令和三年六月五日(土)

十月一日(金)

第7回締切

令和三年十月二日(土)

令和四年二月四日(金)

小規模事業者持続化補助金 〈低感染リスク型ビジネス枠〉

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、精算プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

補助上限(3/4)

100万円

○公募締切

第2回 令和三年七月七日(水)

第3回 令和三年九月八日(水)

第4回 令和三年十一月十日(水)

第5回 令和四年一月十二日(水)

第6回 令和四年三月九日(水)

※申請には、「GビジネスIDプライムアカウント」又は「暫定GビジネスIDプライムアカウント」が必要ですが、
※申請は、補助金申請システム(名称:「Jグランツ」)でのみ受け付けます。

中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所

栃木県よろず支援拠点

こんなお悩み
ごいませんか?

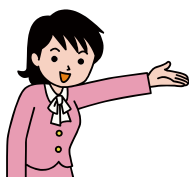
- 新商品を開発したい
- もっと売上を増やしたい
- 契約トラブルで困っている
- 資金繰りを改善したい
- 経費改善を図りたい
- 現場改善をして生産性を向上したい
- 販路開拓を改善したい
- SNSを使って集客したい
- 新しい販路を見つけたい
- 起業したい

お気軽にご相談ください。

お申し込み・お問合せは Tel 028-670-2618

Fax 028-670-2611 | yorozu@tochigi-jin.or.jp

栃木県よろず支援拠点
〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ
(実施機関:公益財団法人栃木県産業振興センター)



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) □身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

